

平成28年第12回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月26日(月)
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 西海公民館
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員(30人)

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	麻生	克典						
委 員	3 番	岸本	六郎	4 番	浦口	大輔	5 番	今村	和人
	6 番	岳野	一敏	7 番	太田	尚臣	8 番	山口	美幸
	9 番	郡	勝壽	10 番	辻尾	政幸	11 番	松本	千代治
	12 番	竹尾	久人	13 番	高野	和美	14 番	山口	孝生
	15 番	木本	安仁	16 番	山下	裕史	17 番	内海	輝次
	18 番	辻山	保美	19 番	辻	良人	20 番	山脇	初良
	21 番	澤田	馨	23 番	宮原	信明	24 番	熊野	三次
	25 番	朝長	久夫	26 番	山添	満之	27 番	平野	安雄
	28 番	福田	務	29 番	大久保	和博	30 番	井田	初美
	31 番	田中	初治						
5. 欠席委員(1人)

	22 番	牛水	司
--	------	----	---
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第58号 農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について
 - 議案第59号 非農地通知の対象とすることの決定について

承認審議

 - ・非農地証明について

報告事項

 - ・農地使用貸借の合意通知について
 - ・農地改良届出について
7. 事務局 局長：中村 正且 局長補佐：神浦 真吾 係長：山口 智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成28年西海市農業委員会第12回総会を開会いたします。

本日、22番：牛水委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は在任委員31名中30名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、8番山口委員、9番郡委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。

それでは「1番」について説明いたします。資料は2頁です。所在が西彼町■■■■の畑8筆と■■■■の畑4筆、計12筆、6,304㎡の申請となっております。各筆毎の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り受け人の義父の病気に伴い、経営主として困難な状態になったため、子の妻が退職し営農（ぶどう部門）を引き継ぐことになったため権利移転（贈与）を行うもの」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。

関係資料は3頁から9頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。申請地2の上の桃色のところが譲り渡し人の自宅があり5分以内に耕作地へいける状況です。5頁・6頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真、8・9頁は現況写真となっています。現在ぶどうが主でキウイと自家用野菜を栽培しており、譲り受け後も引き続き耕作を行っていきたいとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

20番 譲り受け人は譲り渡し人のご子息のお嫁さんで、現在勤務しておりますが、退職して農業に従事するということでもあります。譲り渡し人の体調がよくないということで葡萄部門を引き継ぐということでもあります。特に問題はないと思いますのでご審議方よろしく願います。

議長 ただ今、議案第54号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第54号の2番について議題といたします。
本案は■■■■委員の親族が関係する事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは「2番」について説明いたします。2番の説明の前に報告事項について説明します。資料は127頁です。農地使用貸借の合意解約に係る通知があったので報告するとなっています。12月14日に使用貸し人・使用借り人から届出があります。土地の

所在・地番・内容は議案書記載のとおりです。平成28年2月25日に農地法第3条による使用貸借の許可を受けた案件につきまして使用借り人の農業者年金受給手続きに伴い合意解約となっています。解約の期日・土地の引渡し期日につきましては議案書記載のとおりです。

それでは2番の説明にはいります。資料は10頁です。所在が西海町■■■■■の畑2筆、計1,959㎡の申請となっております。各筆毎の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「申請地を借り受け、隣接する小学校児童の食育に関する活動を展開する。」というものです。先ほど説明した報告事項で合意解約した農地について、譲り渡し人と譲り受け人の間に使用貸借権「10年」を設定するという事です。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は11頁から15頁までで、11頁に位置図、12頁に付近状況図を添付しております。黄色に塗り番号を入れているのが申請地です。13頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。14頁は航空写真で赤枠に囲まれた部分が申請地です。15頁に現況写真を添付しています。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべて満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございました。
 それでは補足説明を担当委員お願いします。

13番 申請地は耕作放棄地だったところを■■■■■が農地として回復し、子供たちの食育の場としていたところでした。■■■■■が経営移譲をするということから、改めて申請されているところです。借り手の■■■■■は認定農業者として意欲ある若者であり、引き続き食育の活動を展開するという事ですのでよろしくご審議方お願いします。

議長 ただ今、議案第54号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

ここで■■■■■の入室・着席をお願いします。

議長 次に議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明します。

資料は16頁です。所在地・地番が大瀬戸町■■■■■畑1筆6,982㎡のうちの一部1,500㎡分で現況は休耕地となっています。地番・面積・現況等の内容、申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。本件は8月の総会において農用地区域除外を行ったものです。使用目的は、売電収益により農業収支の改善を図るため、耕作に不向きな土地の一部を活用して太陽光発電装置設置するとなっています。建築面積は430㎡、所用面積は1,500㎡となっています。太陽光パネル189枚で発電量58.2kwを設置予定です。

関係資料は17頁から23頁までで、17頁に位置図、18頁に付近状況図をつけています。19頁は字図で黄色の箇所が今回の申請地となっています。20頁は現況写真。21頁に被害防除計画書、22頁に配置図、23頁に断面図を添付しております。

21頁にもどりまして、申請地の造成計画の内容ですが「現状のまま利用する。」、近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生の恐れを生じさせない措置としまして、周辺は自己所有地であり、現状のまま利用するため被害の恐れはない、近傍農地への日照り、通風、耕作等についても周辺には自己所有地に以外に現状のまま利用するため影響がないとされています。排水計画について雨水は自然流下となっています。農地区分については、周囲に申請地以外の農地もなく孤立した農地といえますので第2種農地と判断します。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

3番 事務局の説明にありましたように、8月の総会で農用地の除外を行ったところですが、盛土して整地した土地ですが、農地として利用

するには難しいところかと思えます。また、周辺も本人の土地で近くに民家等もなく影響を及ぼすようなことはないと判断しました。特に問題はないと思われますのでご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今、議案第 5 5 号について説明がありました。
　　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませぬか。
　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませぬか。
　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
　　よって、議案第 5 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に議案第 5 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
　　それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案第 5 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 1 番を説明いたします。資料は 2 4 頁です。所在地が西彼町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 畑 1 筆、面積・2 3 3 m²、現況は不耕作（耕作放棄地）となっています。地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的は、太陽光発電設備を設置するとなっています。所用面積は 2 3 3 m²、権利の内容は使用貸借権の設定（永年）となっています。

　　関係資料は 2 5 頁から 3 2 頁までで、2 5 頁に位置図、2 6 頁に付近状況図、2 7 頁に字図、2 8 頁に航空写真を添付しております。黄色の箇所・赤枠で囲んだ箇所が今回の申請地となっています。2 9 頁は現況写真。3 0 頁に被害防除計画書、3 1 頁に配置図・平面図関係、3 2 項に付近状況図等を添付しております。太陽光パネル 9 0 枚、発電量 2 2 . 9 5 k w を計画しています。3 0 頁の申請地の造成計画の内容ですが現状のまま利用するで、現状のまま（伐採後）設備を配置するため、盛土・切土もなく特段被害が発生する恐れはない。周囲及び近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生の恐れを生じさせない措置としまして、現状のまま使用し、設置角度に配慮するため、周辺農地に日照、通風、耕作等に被害は生じる恐れはないということです。排水計画について雨水は自然流下・水路放流で道路側溝へ放流するとのこと。農地区分については、周囲の農地をふくめて、小規模な農地の一団となっておりますので

第2種農地と判断します。
事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

6番 申請地は長崎市琴海町と西彼町の境から直線で約500m位の国道206号線の西側に位置しています。現状は竹が鬱蒼と繁っており、畑としては長期間耕作はしていないようでした。隣接の建物も長期間空き家となっており、南側の田んぼとの間には里道も入っていますので、特に被害等影響はないものと判断いたしました。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 ただ今、議案第56号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第56号の2番について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。資料は33頁からです。2番の農地の所在は、西彼町■■■■■■■■■■で畑1筆、地目・畑、地籍・444㎡。地番・譲り渡し人・譲り受け人の詳細については議案書記載のとおりです。申請理由は現在借家暮らしの為、親の土地を借り受け自己住宅を建築するとなっています。本件は8月の総会において農用地区域除外を行ったものです。添付資料は、34頁から41頁までで、34頁に位置図、35頁に付近状況図、36頁に字図、37頁に現況写真を添付しています。38頁に被害防除計画書、39頁に立面図、40頁に平面図、41頁に配置図を添付しております。軽量鉄骨造ステンレス鋼板葺2階建、住宅132.30㎡（1F68.30㎡、2F64.00㎡）建築面積76.71㎡を予定しています。
38頁にもどりまして、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高1.7m、最低0.8m）。切土を行う（最高2.4m、

最低0.8m)それに伴う被害防除措置は、擁壁を設ける。緩衝地を設ける。申請地の北側農地より宅地の高さを3.5m程低くし、西側農地との間に緩衝地を設け、隣地境界には擁壁を設けるので土砂等の被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は緑地、緩衝地を設ける。幅4m程度、建物の高さを加減する高さ6m程度、建設予定建物の高さをおさえ、日照や通風に配慮する。となっています。排水計画ですが、雨水排水は道路側溝、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽処理を行い処理水は道路側溝へ放流するとなっています。農地区分については、周囲の農地をふくめて、小規模な農地の一団となっておりますので第2種農地と判断します。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

20番 本件は事務局の説明にありましたように、8月の総会において農用地除外を行った事案であります。譲り渡し人と譲り受け人は親子関係で、現在借家住まいということですが、実家の近くに住宅を建築したいということでもあります。上段に果樹園がありますが切土を行い緩衝地を設ける、排水についても市道の側溝が整備されておりますので問題はないと思いますのでご審議をお願いします。

議長 ただ今、議案第56号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第57号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは42頁、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。農用地利用集積計画について、農業経営基盤

強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。43頁は農地利用集積計画集計表です。「使用貸借」「5年」のもの1件・1筆・3,415㎡、合意解約1件・3筆・4,242㎡、貸借権設定（市公社貸出分）1件・1筆・3,415㎡、「使用貸借・賃貸借権設定」（県公社借入分）「10年」のもの2件・10筆・8,485㎡の表が対象となっています。

44頁は市公社が借り入れたもの「5年」、畑・1件・1筆・3,415㎡。45頁は合意解約1件・3筆・畑・4,242㎡。46頁は市公社が貸し付けたもの1件・1筆・畑・3,415㎡、47頁は県公社借入「10年」のもの「賃貸借」2件・10筆・畑・8,485㎡となっています。46頁の借受人の経営状況については本日の追加資料を参照ください。

農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

12番 追加資料の分ですが、 は西海市では でオリーブを栽培しております。

何れもきれいに管理して実施しておりますので問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第57号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第57号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議長 次に議案第58号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは48頁、議案第58号「農地中間管理事業における農地利用配分計画に関する意見について」農地利用配分計画（案）に

ついて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は49頁です。先ほど47頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・10筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「1社」に対し計10筆・畑・8,485㎡の賃貸借が計上されています。1番から10番までの10筆、「賃貸借」、「10年」の農用地利用配分計画（案）が出ています。詳細につきましては議案書を参照ください。50・51頁に経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは1番～10番の補足説明を担当委員お願いします。

18番 法人としても耕作面積も充実してきており、主な作物は馬鈴薯、ブロッコリーで栽培も順調にしているようですので、よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第58号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第58号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおりで「意見なし」といたします。

議長 次に議案第59号「非農地通知の対象とすることの決定について」を議題といたします。 申出者毎に審議をいたします。まず1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は52頁をお願いします。議案第59号「非農地通知の対象とすることの決定について」を説明いたします。今回は37筆、16,174㎡について、審議を頂きたいと思えます。所有者の方は8件の方となっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。

1番の土地につきまして、資料は54頁から59頁です。所有者は[]の法人の方で、[]となります。時効取得（H28.9.23受付、H28.10.5付、原因日H8.4.30 西海町[] []により申請地1を取得しています。54頁に位置図、55頁に付近近況図、56頁に字図、57頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。11月総会時の確認事項であります。今後の計画としては「現状では何もない」とのことでした。今後、開発する場合には環境に関する施設を整備する場合は施設の大小に係らず県への届出が必要なこと、提出案件については地元への意見紹介（県から地元市町）や縦覧等の手続きを経なければ進捗が来ないとの説明を環境政策課から受けています。現場のほうですが、再度現地へ赴き確認したところ申請地は相変わらず雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。58・59頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について代理申請者（行政書士）への聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 　ただ今、議案第59号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　本案は前回の総会で否決した案件でありますので、採決でお諮りしたいと思います。
1番について非農地通知の対象地とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

《挙手　27名》

議長 　賛成多数と認めます。
よって、議案第59号の1番については非農地通知の対象地とすることに決定いたします。

議長 　次に2番から6番について説明をお願いします。

事務局 　2番から6番の土地につきまして、60頁から65頁です。所有者は元大瀬戸町[]の出身の方で、現在長崎市に居住されています。申請地5の南側に実家があります。60頁に位置図、61頁に付近近況図、62頁に字図、63頁に航空写真を添付していま

す。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分の 2 番から 6 番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。64 頁から 65 頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは 2 番から 6 番について補足説明を担当委員お願いします。

8 番 2 番について、道路の脇ではありますが竹、雑木が自生した状態でありました。3 番から 5 番は山林化、6 番は雑木が繁った状態であり、農地として利用する状態ではないと判断しました。申出者も長崎市に居住しており、今後耕作する予定もないということですのでご審議をお願いします。

議 長 ただ今、議案第 59 号の 2 番から 6 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 59 号の 2 番から 6 番につきましては、非農地通知の対象地とすることに決定いたします。

議 長 次に 7 番から 15 番について説明をお願いします。

事務局 7 番から 15 番の土地につきまして、資料は 66 頁から 82 頁になります。所有者は大島町の方で、付近近況図のほぼ中央付近に自宅があります。66 頁に位置図、67 頁に付近近況図、68 頁から 74 に字図、75 頁から 80 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分や赤丸・赤枠で囲んだ 7 番から 15 番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。81 頁・82 頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは 7 番から 15 番について補足説明を担当委員お願いします

す。

21番 写真を見てもらえば分かる通り、山林化しており農地としては利用できない状態で、本人も今後耕作する意思はないということでありました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ただ今、議案第59号の7番から15番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第59号の7番から15番につきましては、非農地通知の対象地とすることに決定いたします。

議長 次に16番から25番について説明をお願いします。

事務局 16番から25番の土地につきましては、資料が83頁から96頁になります。所有者は元大島町の方で現在神戸市に居住されています。申請地20の南側200m付近に実家があります。83頁に位置図、84頁・85頁に付近近況図、88頁から90頁に字図、91頁から94頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分や赤丸・赤枠で囲んだ7番から15番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。95頁・96頁が対象地の現況写真です。(96頁が上下逆になっており頁が通常的位置に表示されていません。)

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは16番から25番について補足説明を担当委員お願いします。

21番 本件も山林化しております。本人も地元に住んでおらず、今後も耕作の意志はないということでもありますのでよろしく申し上げます。

議長 ただ今、議案第59号の16番から25番について説明がありま

した。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第59号の16番から25番につきましては、非農地通知の対象地とすることに決定いたします。

議 長 次に26番から31番について説明をお願いします。

事務局 26番から31番の土地につきましては、資料が97頁から106頁になります。所有者は崎戸町の方です。97頁に位置図、98頁に付近近況図、99頁から101頁に字図、102頁から104頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分や赤丸・赤枠で囲んだ26番から31番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。105頁・106頁が対象地の現況写真です。(96頁が上下逆になっており頁が通常的位置に表示されていません。)

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは26番から31番について補足説明を担当委員をお願いします。

21番 本件も山林化しており、本人も耕作の意思はないということでありました。ご審議をお願いします。

議 長 ただ今、議案第59号の26番から31番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第59号の26番から31番につきましては、非農地通知の対象地とすることに決定いたします。

議 長 次に 3 2 番から 3 3 番について説明をお願いします。

事務局 3 2 番、3 3 番の土地につきまして、資料は 1 0 7 頁から 1 1 1 頁です。所有者は大島町の方です。1 0 7 頁に位置図、1 0 7 頁に付近近況図、1 0 9 頁に字図、1 1 0 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ 3 2 番、3 3 番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。1 1 1 頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは 3 2 番から 3 3 番について補足説明を担当委員をお願いします。

2 1 番 本件につきましても山林化しており、また、本人も県外に居住していることから、復元は困難と判断しました。

議 長 ただ今、議案第 5 9 号の 3 2 番から 3 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 5 9 号の 3 2 番から 3 3 番につきましては、非農地通知の対象地とすることに決定いたします。

議 長 次に 3 4 番から 3 7 番について説明をお願いします。

事務局 3 4 番から 3 7 番の土地につきましては、申請者は 2 件になりますが、資料は 1 1 2 頁から 1 1 7 頁になります。所有者は西彼町■■■■■■■■■■の方です。1 1 2 頁に位置図、1 1 3 頁に付近近況図、1 1 4 頁に字図、1 1 5 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分や赤枠で囲んだ 3 4 番から 3 7 番が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。1 1 6 頁・1 1 7 頁が対象地の現況写真です。3 4 番は相続登記が済

んでいないので登記名義人を括弧書きしています。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは34番から37番について補足説明を担当委員お願いします。

26番 34番については雑木が繁っており、30年以上耕作していないということでした。35番から37番についても30年くらい耕作されておらず、写真で見るとおり今後農地として利用は出来ないと判断しました。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第59号の34番から37番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第59号の34番から37番につきましては、非農地通知の対象地とすることに決定いたします。

議長 以上で議案は終了です。

次に承認審議に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは資料は118ページをお願いします。平成28年12月受付 非農地証明交付願について説明をいたします。「1番」の所在は大瀬戸町 XXXXXXXXXX で畑1筆・582㎡で、平成12年の災害により崩壊した後、平成13年度(繰越)事業の治山事業(自然災害防止)により非農地化した物件となっています。申請地は登記地目が「畑」となっています。現況は山林となっており、保安林編入申請手続きを行うものとなっています。資料は119頁から126頁までです。所有者は故人となっており、申請は納税管理人の方がしています。詳細は議案を参照ください。119頁に位置図、120頁に付近状況図、121頁に字図、122頁に航空写真、123頁・124頁に現況写真を添付しています。125頁に概要図、126頁に正面図・側面図・平面図を添付しています。この案件は西海市の非農地証明書交付基準の①非農地通知の対象とはならない土地、②-2災害により表土流出又は土砂流出を受け潰廃した土地で

農地として復旧困難と認められる土地、③-1 農用地区域から除外が可能と判断される土地といくことで基本3項目を満たしております。
事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

25番 現地は事務局の説明のとおり、以前、災害復旧事業により落石防止工事が施されています。一部更地がありますが農地としては利用できないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、非農地証明交付願について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、申請どおり証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、非農地証明交付願については、申請どおり交付することといたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは資料は128ページをお願いします。平成28年12月受付の農地改良届出について説明をいたします。「1番」は田畑の転換となっています。申請地は登記地目が「田」となっています。現況は不耕作となっており、同郷内の山林に太陽光発電設備の設置計画があり、残土が発生した場合盛土に利用し、1.5m嵩上げを行い畑地に転換をするというものです。事業は平成29年1月5日から平成29年2月15日までを予定しております。

申請地は所在が西彼町 XXXXXXXXXX の1筆、地目・田、地積・807㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は129頁から135頁までで、129頁に位置図、130頁に付近近況図、131頁に字図、132頁に航空写真、133頁に現況写真を添付しています。134頁に被害防除計画書、135頁に工事計画書をつけています。
事務局からの説明は以上です。

議 長 何か意見等ありませんか。

ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったとい

うことをご承知おきください。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了
いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたらこれもちまして西海市農業委員会第12回総
会を閉会いたします。お疲れ様でした。